

# 1. はじめに

浅川と千曲川が合流する浅川の下流域においては、浸水被害が度々発生し、特に昭和58年9月洪水では、床上浸水331棟、床下浸水188棟、浸水面積248.5haの既往最大の内水被害が発生した。

これを受け、河川管理者である長野県は、平成23年に既往最大被害となった「昭和58年9月洪水台風10号」と同規模の洪水に対し、宅地部での床上浸水被害を防止することを目標に、排水機場の増設(44m<sup>3</sup>/s→65m<sup>3</sup>/s)、浅川堤防嵩上げ、二線堤の組み合わせによる対策(案)を発表した(図1)。

また、さらに内水被害の効果的かつ効率的な軽減を目指して、河川管理者と関係行政機関が連携してハード対策とソフト対策が一体となった総合的な内水対策計画を策定することとなった。

この計画の策定にあたり、河川管理者と関係行政機関からなる浅川総合内水対策協議会を平成24年9月4日に設立し、具体的な対策の検討やその対策の実現に向けた調整を行ってきた。

今回作成した浅川総合内水対策計画(案)は、この協議会において、浸水被害の現状や課題、対策の目標等について認識を共有しながら、具体的な対策の検討を行い、河川改修や排水機場の増設と流域内での流出抑制施設の整備などのハード対策と、適正な土地利用及び防災システムの確立などのソフト対策を組み合わせた対策を具体的に示したものである。

なお、浅川総合内水対策協議会では、この計画に位置付けた対策の進捗管理を行うとともに、実施過程において随時検証を行い、必要に応じて計画を修正して効果的かつ効率的な浸水被害の軽減に努めていく。

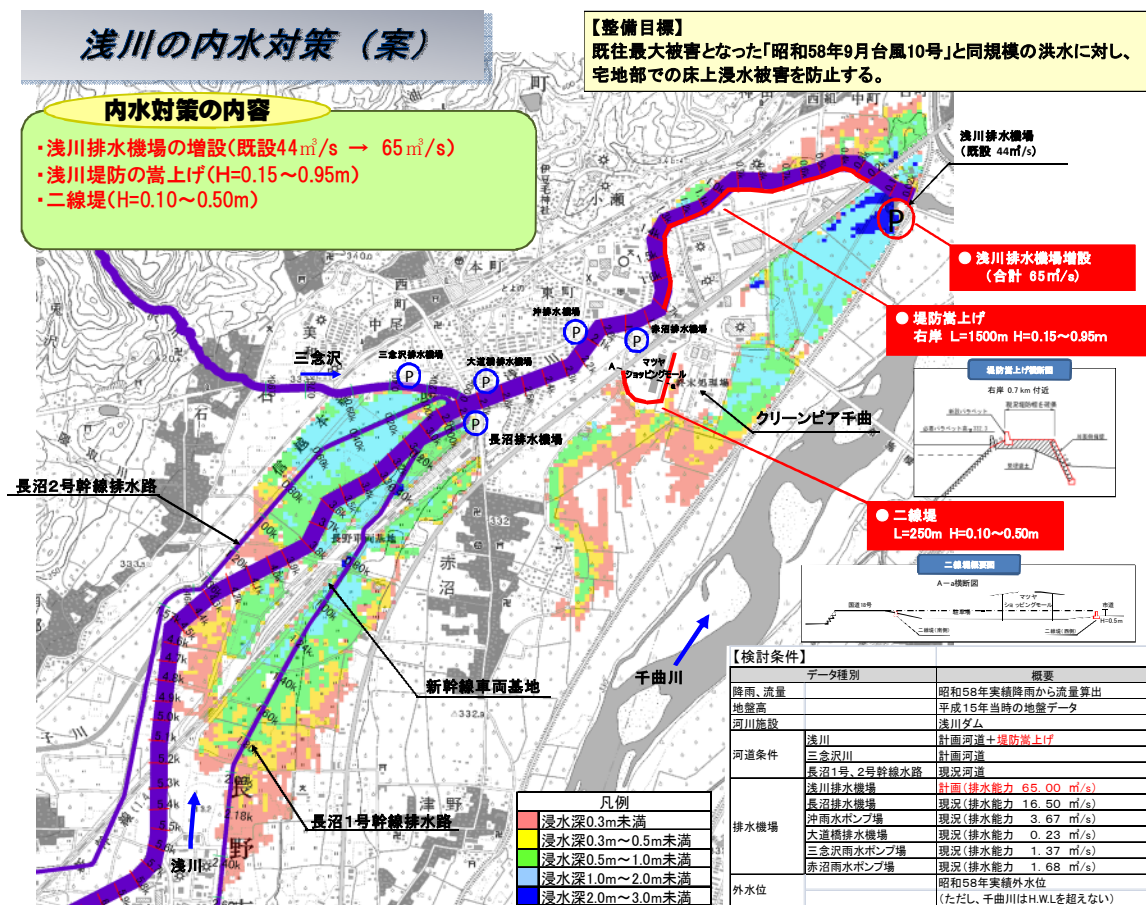


図1 浅川の内水対策(案)